

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第16期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 浩四郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の経営指標等

回次		第15期 第3四半期累計期間	第16期 第3四半期累計期間	第15期
会計期間		自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
営業収益	(百万円)	88,287	68,120	116,402
純営業収益	(百万円)	67,184	61,632	91,531
経常利益	(百万円)	21,503	15,015	32,425
四半期(当期)純利益	(百万円)	14,802	9,969	22,428
資本金	(百万円)	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数	(株)	100,000	100,000	100,000
純資産額	(百万円)	170,410	179,369	178,037
総資産額	(百万円)	6,075,367	5,960,713	5,730,002
1株当たり配当額	(円)	64,245.00	35,080.00	126,745.00
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	167,218.37	112,621.64	253,379.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	2.8	3.0	3.1

回次		第15期 第3四半期会計期間	第16期 第3四半期会計期間
会計期間		自2019年10月1日 至2019年12月31日	自2020年10月1日 至2020年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	38,737.01	42,475.47

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、日本における当社グループ(当社、当社の親会社(モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社)およびその子会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来に関する事項は、当第3四半期会計期間末現在において判断したものです。

(業績の状況)

当第3四半期累計期間の営業利益は152億3千3百万円(前年同四半期比29%減)、経常利益は150億1千5百万円(同30%減)、四半期純利益は99億6千9百万円(同33%減)となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境の下にあっても、当社の業績は比較的堅調に推移しております。また、今後の広がり方や収束時期等が不透明な状況ではありますが、当社のビジネスモデルは、長期的な経営環境の機会と課題の特徴に対応可能な安定したものであると考えています。

損益の経過

受入手数料

委託手数料

株式にかかる委託手数料7億7千5百万円(前年同四半期比20%減)、債券にかかる委託手数料3百万円(同35%減)、合計で7億7千9百万円(同20%減)を計上しました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式部門では0百万円(前年同四半期比100%減)、債券部門で2千7百万円(同66%減)の手数を計上しました。これにより、合計で2千7百万円(同80%減)の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料として、株式部門で21億9千6百万円(前年同四半期比14%増)の手数を計上しました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料として、主に株式関連業務283億9千万円(前年同四半期比1%減)、債券関連業務228億5千3百万円(同4%減)を含む542億2千9百万円(同2%減)を計上しました。

以上により合計で572億3千2百万円(同2%減)の受入手数を計上しました。

トレーディング損益

株券等トレーディングでは57億4千5百万円の利益(前年同四半期108億7千1百万円の利益)を、債券等トレーディングでは21億1千7百万円の利益(同70億6百万円の利益)を、その他のトレーディングでは9千5百万円の損失(同5千3百万円の損失)を計上し、合計で77億6千8百万円の利益(同178億2千4百万円の利益)を計上しました。

金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益24億5千万円(前年同四半期比79%減)、受取配当金12億1千3百万円(同12億5千8百万円増)を中心に、31億1千9百万円(同75%減)を、金融費用は有価証券貸借取引費用58億8百万円(同48%減)、支払利息26億9千1百万円(同3%減)を主として、64億8千7百万円(同69%減)を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は33億6千8百万円の損失(前年同四半期88億2千4百万円の損失)となりました。

販売費・一般管理費

人件費180億8千7百万円(前年同四半期比10%増)、グループ会社間における配賦費用174億1千4百万円(同1%増)、取引関係費54億9千万円(同9%減)等、合計で463億9千9百万円(同1%増)を計上しました。

営業外損益

営業外収益は2百万円（前年同四半期比96%減）を計上し、営業外費用は2億2千万円（前年同四半期0百万円）を計上しました。

特別損益

当第3四半期累計期間は特別損益を計上しておりません。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（財政状態）

資産の部

流動資産は5兆9,549億3千1百万円（前事業年度末比4%増）となりました。これは主に有価証券担保貸付金の増加によるものです。

固定資産は57億8千1百万円（前事業年度末比7%減）となりました。

以上の結果、当第3四半期末の総資産は5兆9,607億1千3百万円（前事業年度末比4%増）となりました。

負債の部

流動負債は5兆4,098億7千4百万円（前事業年度末比4%増）となりました。これは主に有価証券担保借入金の増加によるものです。

固定負債は3,610億1千5百万円（前事業年度末比1%減）となりました。これは主に長期借入金の減少によるものです。

特別法上の準備金は、当第3四半期累計期間における追加計上はありません。

以上の結果、当第3四半期会計期間末の負債合計は5兆7,813億4千4百万円（前事業年度末比4%増）となりました。

純資産の部

純資産は1,793億6千9百万円（前事業年度末比1%増）となりました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少、四半期純利益による利益剰余金の増加によるものです。

（会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定）

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題）

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

経営方針

モルガン・スタンレー・グループの経営方針および意思決定の基盤は、5つの企業指針に基づく健全で、かつ説明責任を尽くす企業文化にあります。かかる企業指針とは、()常に品位と誠実性をもって正しく行動し、()顧客の利益を第一にし、()顧客およびその他の関係者の利益のために卓越したアイデアで主導し、()ダイバーシティ&インクルージョンにコミットし、当社の社員とその職務行動が偏見やバイアスなく地域社会すべての個々人に対して反映されるよう努め、()必要とする人々のために当社が帰属するコミュニティに還元する、というものです。

日本においても同様の理念の下、日本独自の慣習やビジネスの伝統を尊重しながら、モルガン・スタンレー・グループのグローバル・ネットワークと豊富な経験を最大限に活用することで、最善のサービスを提供できるよう努めております。さらにモルガン・スタンレーと三菱UFJフィナンシャル・グループによる日本における証券合併事業は、本年（2020年）、発足から11年目を迎えました。当社は、合併事業のもう一つの柱である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と様々な角度からさらに緊密な連携を図ることにより、より強固な業務基盤を構築し、日本の証券業界における真に傑出した勢力となることを目指し、顧客の長期的な目標達成の実現と日本経済の活性化の一助となるべく全力を傾注していく所存です。

また、金融規制等への対応も引き続き取り組んでまいります。日本においても金融機関に対する規制には今後もさらなる変更があるとみられますが、かかる変更による将来の特定の期間における当社の事業、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローへの影響について正確に予測することは依然困難となっており、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

加えて、当社は、才能溢れる多様な人材を惹きつけ、つなぎとめることを重要な経営方針としています。当社は、従業員に対して家庭や個人的利益とのバランスをとりつつプロフェッショナルにやりがいを持って働ける環境を提供することで、成熟した、長期的視野に基づく、協調的な文化を発展および維持できるとともに、これにより、健全な意思決定の実現、当社のレピュテーションの維持、さらには市場における高い競争力の保持が可能になると信じています。

経営環境

金融業界の経営環境は、景気循環の状況、ならびに、技術の発展の速度、人口構成の変化および地政学的な変化等を含むより長期的な社会の傾向の双方に引き続き影響を受けています。

2020年初めに見られた景気的好循環傾向は、新型コロナウイルスの世界的な大流行（パンデミック）により著しく影響を受けましたが、一方で、このパンデミックはリファイナンス、ポートフォリオのリポジショニングおよびヘッジといった証券市場における取引の増加をもたらし、現在の財務業績を支えています。その結果、投資家の活動が一部前倒しされており、2021年は短期的にはより困難な経営環境となる可能性があります。

長期的な社会の傾向は、長い目で見れば経営環境に機会と課題の両方をもたらします。特に情報処理速度、自動化および機械学習に関する技術の急速な進歩は、生産性の向上および製品の刷新につながる可能性があると同時に、新しい革新的なビジネスモデルの機会を提供します。同様に、環境、社会およびガバナンス（ESG）の緊急課題、例えば日本のカーボンニュートラルにむけた長期計画は、顧客企業の行動や優先事項に影響を与え始めています。高齢化に伴う人口構成の変化およびまだ十分サービスが提供されていない市場における個人資産の増加は、新たなビジネスの機会につながる可能性があります。しかし同時に、長期的な成長の見通しの低下を伴う場合もあります。

総合的に考慮すると、当社は、当社のビジネスモデルが、こうした長期的な経営環境の特徴に対応可能な安定したものであると考えています。

各部門の課題、取組みは以下の通りです。

株式統括本部

従来の電話等による発注方法から電子取引への移行が進行していく中で、手数料率の引き下げが進んでいるほか、金融機関に対する規制の強化を受け、バランス・シートや資本に配慮した効率的な業務運営がより求められています。また、顧客の要望と取引に関するルールや規制が多様化していく中で、注文執行とリスク管理におけるテクノロジーへの依存度が高まっており、そのインフラの安定性と正確性の確保がさらに重要になってきていると考えます。新型コロナウイルスの感染拡大により短期的には市場の変動率や取引高が激しく上下する環境が続く可能性があります。ビジネスモデルの見直しを継続し短期的な市場環境の変動に影響を受けにくい業務運営を目指します。長期的にはテクノロジーへの投資を通じ競合相手より優れた株式取引サービスの実現を目指します。

債券統括本部

債券統括本部全体で株主資本利益率や税引き前利益に対する意識が高まる中、収益機会の最大化および効率的なコスト管理の徹底が主な課題であると考えます。同時に、国内外の規制動向に関する迅速な対応も求められており、バランス・シートの効率的運用のため、リスクの最適化を考慮に入れた戦略の構築を目指しています。また、関連業務のマーケットシェアを意識し、今後成長が見込まれる為替取引や金利・クレジットに係る仕組債などを含むデリバティブ・プロダクトの強化を図ってまいります。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市場変動や流動性低下が生じる可能性があります。こうした市場混乱時にも安定したマーケットメイク業務が継続できるよう、BCP、自動化などの体制整備に取り組んでおります。

資本市場統括本部

グローバルの市場環境により資本市場全体の規模や収益性は左右されますが、今後も豊富な株式・債券の引受実績を背景に、グループ内の連携をさらに強化しながら競争力を堅持することを目指しています。金融機関に対する規制への対応として、インサイダー取引のリスクにかかる法人関係情報の管理、およびファイアーウォール規制違反のリスクにかかる顧客の非公開情報の管理の二点を重要課題として取り組んでおります。新型コロナウイルスの感染拡大は本邦企業の資金調達戦略に少なからず影響を及ぼしていますが、今後の更なる資金調達案件の受注を目指し、資本市場統括本部ではリスク管理を維持しながら営業体制の強化を図っています。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
W種種類株式	199,900
X種種類株式	49
Y種種類株式	51
Z種種類株式	200,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	当第3四半期会計期間末 現在株式数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
W種種類株式	99,900	99,900	非上場	(注)
X種種類株式	49	49	非上場	(注)
Y種種類株式	51	51	非上場	(注)
計	100,000	100,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(注) 各種類株式の概要は以下のとおりです。

<種類株式Wの内容>

(議決権)

1. 種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

(剰余金配当請求権)

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

<種類株式Xの内容>

(議決権)

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

(剰余金配当請求権)

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

(取締役の選解任権)

種類株式の株主(以下「種類株主X」といいます。)は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会(以下「種株主総会」といいます。)において、取締役を4名まで選任することができます。X種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種株主総会の決議により行います。

(拒否権)

1. 次の各号に掲げる事項は、法令、定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種株主総会の決議を要するものとします。

(1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止

(2) 発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等(株式その他の持分(名称および議決権の有無を問いません。))または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券若しくは権利をいいます。以下同じ)の発行(自己株式の処分を含みます。)

- (3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の会社等との経営統合
 - (4) 重要な組合契約、合併契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約
 - (5) 他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分（単一の取引によるか複数の取引によるかを問いません。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。）
 - (6) 解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立て、または、第三者による申立てへの同意
 - (7) 当社子会社による第2号（当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。）から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定
2. 前項において「子会社」とは、ある者（法人、組合、有限責任会社、社団（法人格の有無は問いません。）、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ。）に関し、その時点において通常の状況で、取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、その他の者（法人を除きます。）で、その時点において通常の状況で、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。）第8条第3項において子会社とされる事業体、または 米国1956年銀行持株会社法およびその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本（株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。）を保有する者を意味します。

< 種類株式 Y の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Y の種類株主（以下「種類株主 Y」といいます。）を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Y は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（取締役の選解任権）

種類株主 Y は、種類株主 Y を構成員とする種類株主総会（以下「Y 種株主総会」といいます。）において、取締役を6名まで選任することができます。Y 種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、Y 種株主総会の決議により行います。

< 種類株式 Z の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Z の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Z は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	-	100,000	-	62,149	-	16,849

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種類株式 99,900	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種類株式 49 Y種類株式 51	X種類株式 49 Y種類株式 51	(注)2
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

(注)1 「無議決権株式」には、当社保有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種類株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 X種類株式およびY種類株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

(注) 上記は、無議決権株式の区分におけるW種類株式に含まれます。

2 【役員の状況】

2020年6月30日付の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）ならびに同規則第54条及び第73条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	363,423	278,334
預託金	17,166	5,274
顧客分別金信託	17,013	5,111
その他の預託金	153	163
トレーディング商品	1,208,434	1,141,040
商品有価証券等	720,433	750,331
デリバティブ取引	488,001	390,708
営業投資有価証券	0	0
約定見返勘定	25,858	59,879
信用取引資産	20,444	18,493
信用取引借証券担保金	20,444	18,493
有価証券担保貸付金	3,736,144	4,125,378
借入有価証券担保金	1,597,890	1,494,946
現先取引貸付金	2,138,254	2,630,431
立替金	3,491	3,200
顧客への立替金	3,411	3,200
その他の立替金	79	-
短期差入保証金	277,775	310,816
信用取引差入保証金	6,133	5,540
先物取引差入証拠金	7,876	22,195
その他の差入保証金	263,765	283,079
有価証券等引渡未了勘定	552	24
短期貸付金	48,997	-
その他の貸付金	48,997	-
前払金	-	139
前払費用	700	1,123
未収入金	656	3,448
未収収益	20,120	7,761
その他の流動資産	42	16
流動資産計	5,723,808	5,954,931
固定資産		
有形固定資産	116	116
器具備品	116	116
投資その他の資産	6,077	5,665
投資有価証券	413	413
長期差入保証金	516	471
繰延税金資産	5,136	4,769
その他	10	10
固定資産計	6,194	5,781
資産合計	5,730,002	5,960,713

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1,384,236	1,193,272
商品有価証券等	959,050	799,689
デリバティブ取引	425,185	393,582
信用取引負債	14,433	11,036
信用取引貸証券受入金	14,433	11,036
有価証券担保借入金	3,531,611	4,016,300
有価証券貸借取引受入金	962,060	982,820
現先取引借入金	2,569,550	3,033,479
預り金	3,276	9,310
顧客からの預り金	2,754	7,048
その他の預り金	522	2,261
受入保証金	207,600	85,274
信用取引受入保証金	2,897	3,132
先物取引受入証拠金	-	8
その他の受入保証金	204,703	82,133
有価証券等受入未了勘定	936	198
受取差金勘定	779	9,659
先物取引差金勘定	779	9,659
短期借入金	540	-
関係会社短期借入金	11,949	74,061
未払金	318	38
未払費用	17,741	10,384
未払法人税等	5,191	335
その他の流動負債	36	2
流動負債計	5,178,652	5,409,874
固定負債		
社債	128,410	132,410
長期借入金	144,300	138,300
関係会社長期借入金	90,000	90,000
その他の固定負債	148	305
固定負債計	362,858	361,015
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	10,454	10,454
特別法上の準備金計	10,454	10,454
負債合計	5,551,965	5,781,344

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	55,042	56,374
その他利益剰余金	55,042	56,374
繰越利益剰余金	55,042	56,374
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	178,037	179,369
純資産合計	178,037	179,369
負債・純資産合計	5,730,002	5,960,713

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
受入手数料	58,179	57,232
委託手数料	976	779
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	138	27
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	1,923	2,196
その他の受入手数料	2 55,140	2 54,229
トレーディング損益	17,824	7,768
株券等トレーディング損益	10,871	5,745
債券等トレーディング損益	7,006	2,117
その他のトレーディング損益	53	95
金融収益	12,278	3,119
営業投資有価証券関連損益	4	-
営業収益計	88,287	68,120
金融費用	21,103	6,487
純営業収益	67,184	61,632
販売費・一般管理費		
取引関係費	6,018	5,490
人件費	1 16,472	1 18,087
不動産関係費	2,207	2,168
事務費	61	36
租税公課	1,863	1,748
グループ会社間における配賦費用	17,324	17,414
その他	1,802	1,452
販売費・一般管理費計	45,749	46,399
営業利益	21,434	15,233
営業外収益		
為替差益	65	-
その他	3	2
営業外収益計	69	2
営業外費用		
為替差損	-	220
その他	0	0
営業外費用計	0	220
経常利益	21,503	15,015
税引前四半期純利益	21,503	15,015
法人税、住民税及び事業税	6,737	4,679
法人税等調整額	35	367
法人税等合計	6,701	5,046
四半期純利益	14,802	9,969

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1. 人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が前第3四半期累計期間において15,522百万円、当第3四半期累計期間において16,689百万円含まれております。

そのうちモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額は、前第3四半期累計期間は15,188百万円、当第3四半期累計期間は16,005百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりです。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
従業員給料・報酬相当額	12,820百万円	14,090百万円
福利厚生費相当額	1,386	1,433
退職金・退職給付費用相当額	981	480

2. その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が以下のとおり含まれております。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
グループ会社間における移転価格手数料	51,015百万円	51,463百万円

* 移転価格手数料とは、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されたものです。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費の計上はありません。

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	16,511	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	9	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年12月17日 取締役会	種類株式W	利益 剰余金	5,683	64,245	2019年9月30日	2019年12月18日
2019年12月17日 取締役会	種類株式X	利益 剰余金	3	64,245	2019年9月30日	2019年12月18日

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	5,529	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	3	62,500	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年12月15日 取締役会	種類株式W	利益 剰余金	3,103	35,080	2020年9月30日	2020年12月16日
2020年12月15日 取締役会	種類株式X	利益 剰余金	1	35,080	2020年9月30日	2020年12月16日

(金融商品関係)

前事業年度末及び第3四半期会計期間末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	363,423	363,423	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	720,433	720,433	-
(3) 約定見返勘定	25,858	25,858	-
(4) 有価証券担保貸付金	3,736,144	3,736,144	-
(5) 短期差入保証金	277,775	277,775	-
(6) 短期貸付金	48,997	48,997	-
資産計	5,172,632	5,172,632	-
(7) トレーディング商品(商品有価証券等)	959,050	959,050	-
(8) 有価証券担保借入金	3,531,611	3,531,611	-
(9) 受入保証金	207,600	207,600	-
(10) 短期借入金	540	540	-
(11) 関係会社短期借入金	11,949	11,949	-
(12) 社債	128,410	119,456	8,953
(13) 長期借入金	144,300	132,035	12,264
(14) 関係会社長期借入金	90,000	85,446	4,553
負債計	5,073,462	5,047,691	25,770
(15) デリバティブ取引	62,815	62,815	-
デリバティブ取引計	62,815	62,815	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) 短期貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(8) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ その他	日本証券クリアリング機構またはロンドン・クリアリングハウスのどちらの清算機構のレートを参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引であっても、評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップ・レートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネット・キャッシュ・フローをそれぞれの機構のオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタント・マチュリティ・スワップはコンベクシティ・アジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロス・カレンシー・ベーススを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップ・レート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジット・スプレッド、リカバリー・レートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払キャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートを基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップ・レートを基準にしたディスカウント・レートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:百万円)

	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	278,334	278,334	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	750,331	750,331	-
(3) 約定見返勘定	59,879	59,879	-
(4) 有価証券担保貸付金	4,125,378	4,125,378	-
(5) 短期差入保証金	310,816	310,816	-
資産計	5,524,739	5,524,739	-
(6) トレーディング商品(商品有価証券等)	799,689	799,689	-
(7) 有価証券担保借入金	4,016,300	4,016,300	-
(8) 受入保証金	85,274	85,274	-
(9) 関係会社短期借入金	74,061	74,061	-
(10) 社債	132,410	144,241	11,831
(11) 長期借入金	138,300	143,441	5,141
(12) 関係会社長期借入金	90,000	92,057	2,057
負債計	5,336,036	5,355,065	19,029
(13) デリバティブ取引	2,871	2,871	-
デリバティブ取引計	2,871	2,871	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 関係会社短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておられません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ その他	日本証券クリアリング機構またはロンドン・クリアリングハウスのどちらの清算機構のレート参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引であっても、評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップ・レートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネット・キャッシュ・フローをそれぞれの機構のオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタント・マチュリティ・スワップはコンベクシティ・アジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロス・カレンシー・ベーススを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップ・レート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジット・スプレッド、リカバリー・レートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払キャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)レートを基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップ・レートを基準にしたディスカウント・レートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

(デリバティブ取引関係)

1. トレーディングに係るもの

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	6,932,941	34,372	34,372
	為替先渡取引			
	資産	9,879,241	184,868	184,868
	負債	9,879,241	184,868	184,868
	為替オプション			
	資産	19,880,860	41,112	27,653
	負債	19,879,806	41,107	27,648
合計		66,452,090	34,377	34,377

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	9,600,981	15,231	15,231
	為替先渡取引			
	資産	8,028,165	181,528	181,528
	負債	8,028,165	181,528	181,528
	為替オプション			
	資産	1,883,305	41,211	27,810
	負債	1,882,819	41,205	27,804
合計		29,423,437	15,225	15,225

金利関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引			
	負債	30,026	30	30
市場取引以外の取引	金利スワップ	162,617,587	20,842	20,842
	店頭債券オプション			
	資産	1,500	3	1
	債券先渡取引			
	資産	81,985	102	102
	負債	28,103	32	32
合計		162,759,202	20,886	20,881

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引			
	資産	27,323	21	21
	債券オプション			
	資産	30,500	6	1
市場取引以外の取引	金利スワップ	145,917,713	22,844	22,844
	店頭債券オプション			
	資産	10,000	2	24
	負債	10,000	26	2
	債券先渡取引			
	資産	32,432	15	15
	負債	78,322	21	21
合計		146,106,291	22,841	22,837

その他

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引			
	資産	41,284	3,348	3,348
	負債	62,924	2,170	2,170
市場取引以外の取引	エクイティ・スワップ	3,060,343	7,646	7,646
	クレジット・デフォルト・スワップ	269,518	0	0
	株式先渡取引	34,129	4,218	4,218
	株式オプション			
	資産	130,628	10,261	9,045
	負債	130,620	7,313	5,638
合計		3,729,450	7,552	8,011

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引			
	資産	311,971	8,032	8,032
	負債	18,395	724	724
	株価指数オプション			
	資産	21,000	11	4
市場取引以外の取引	エクイティ・スワップ	3,777,945	23,184	23,184
	クレジット・デフォルト・スワップ	283,452	63	63
	株式先渡取引	49,418	3,668	3,668
	株式オプション			
	資産	142,464	6,377	6,180
	負債	142,460	4,733	4,658
合計		4,747,109	10,490	10,627

2. トレーディングに係るもの以外

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡取引			
	資産	8,533	21	21
	負債	538	13	13
合計		9,071	7	7

当第3四半期会計期間(2020年12月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡取引			
	資産	3,795	3	3
	負債	63	0	0
合計		3,859	3	3

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
種類株式W	167,218円37銭	112,621円64銭
種類株式X	167,218円37銭	112,621円64銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 算定上の基礎は次のとおりです。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益(百万円)	14,802	9,969
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	14,802	9,969
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年12月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額.....3,104百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....35,080円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年12月16日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野大樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構

成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。